



京都市
CITY OF KYOTO



京都観光モラル

令和6年11月6日
市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム

京都市産業観光局

〔担当：観光MICE推進室〕
TEL：075-746-2255

公益社団法人京都市観光協会
〔担当：企画推進課〕
TEL：075-213-0070

令和6年度 秋の観光課題対策（マナー啓発） ～観光マナーをはじめとした観光課題対策に対する周知・啓発～

京都市及び（公社）京都市観光協会では、関係機関との連携の下、市民生活と調和した、持続可能な京都観光の実現に向けた取組を進めています。

本市に多くの観光客の来訪が見込まれる秋の観光シーズンにおいて、観光マナーをはじめとした観光課題対策に対する周知・啓発の取組を実施します。

1 「旅マエ」（京都観光を企画している方向け）の取組

観光マナー等について、京都観光を企画される段階での浸透を図り、京都を訪れる前に正しく認識していただけるよう、次の取組を実施します。

① 日本政府観光局（JNTO）と連携した現地旅行会社を対象とした取組

JNTO海外事務所を通じて、現地旅行会社に対し、観光マナーの理解・遵守や、同社の顧客（旅行者）に京都観光におけるマナー等を周知いただくよう要請しました。（本年9月に実施済み）

（1）本取組で連携いただくJNTO海外事務所

上海、香港、マニラ、シドニー、ジャカルタ、ローマ

（上記6事務所のほか、ロンドン、フランクフルトについても調整中）

（2）要請方法

現地旅行会社向けのニュースレター発信やメディア向けセミナーでの周知等

（3）主な要請内容

- 現地旅行会社による観光マナーの理解及び遵守
- 道路交通の支障とならないよう、ツアー客を道路上で長時間待たせたり、道をふさがせたりしない
- 駐停車禁止場所で観光バスを待機させない
- 旅行者に対し、本市作成の啓発媒体を適宜活用しながら、以下の迷惑行為を控えるよう周知すること
⇒ 無断での写真撮影、道をふさぐ行為、路上喫煙、私有地への侵入、ゴミのポイ捨て

② 国内ツアーオペレーター事業者※等を通じたガイド等を対象とした取組

国内のツアーオペレーター事業者等に対し、同事業者が手配するガイドや、当該ガイドから旅行者に京都観光におけるマナー等を周知いただくよう要請文を发出します。(11月上旬実施予定)

(1) 対象事業者

- 京都府知事が認定した旅行サービス手配業者(125事業者)
- 他の都道府県知事が認定した旅行サービス手配業者(96事業者)
- 京都府知事が認定した旅行者(第2種、第3種、地域限定)(264事業者)

(2) 主な要請内容

- 要請内容は、JNTOとの連携による取組(①の(3))と同じ

※ 国内ツアーオペレーター事業者について

都道府県知事より「旅行サービス手配業」認定を受けた事業者。主に旅行会社の依頼を受け、宿泊場所、移動手段のほか有償ガイドの手配等を行う。

③ デジタル広告を活用した情報発信

旅行情報の収集において、SNS・インターネットが主要な情報源となっていることから、観光客の旅マエ、旅ナカの各段階をターゲット設定したデジタル広告を実施し、マナー啓発を行います。

(1) 活用するデジタル広告

SNS広告(Instagram、Facebook)、Google広告及びYouTube

(2) 掲載期間

令和6年11月上旬～令和6年12月上旬(予定)

(3) 掲載内容

マナー啓発媒体「MIND YOUR MANNERS」(外国人観光客向け)及び「京都まちけっと」(日本人観光客向け)の主要なマナー啓発項目や、手ぶら観光に係る情報等を掲載します。

【掲載画面(イメージであり、デザイン等を変更する場合あり)】

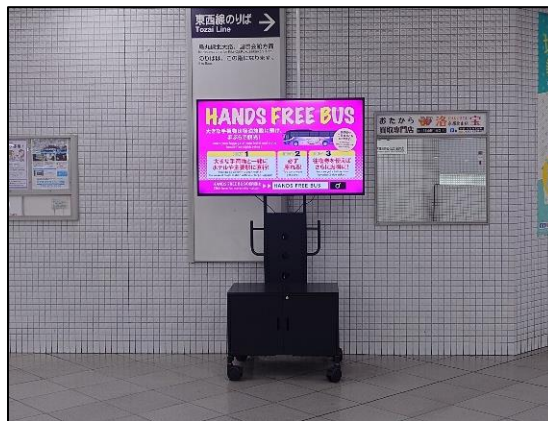
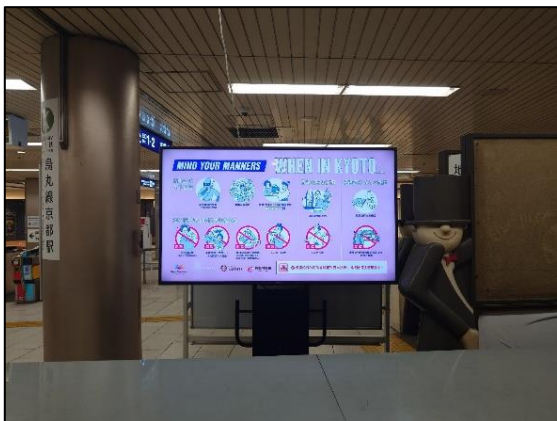


2 「旅ナカ」（京都観光中の方向け）の取組

京都にお越しいただいた時や、京都観光の最中に観光マナー等を意識していただけるよう、次の取組を行います。

① 地下鉄京都駅及び烏丸御池駅におけるデジタルサイネージでの情報発信

多くの観光客が訪れる地下鉄京都駅及び烏丸御池駅に設置しているデジタルサイネージにて、『MIND YOUR MANNERS』や『京都まちけっと』、『京都「手ぶら観光」のススメ』等の啓発媒体を表示し、マナー啓発を行います。（通年実施）



② 鉄道会社等と連携したマナー啓発

京都観光の際、多くの観光客が市バス・地下鉄をはじめとする公共交通機関を利用されていることから、市バス・地下鉄でのポスター掲示やJR西日本等の駅構内デジタルサイネージでの掲出により、マナー啓発を行います。（11月1日から順次実施、一部の駅構内サイネージは通年実施）

【市バスで掲示するポスター（「京都まちけっと」、各車両1枚ずつ、3種類作成）】



【地下鉄で掲示するポスター（「MIND YOUR MANNERS」、烏丸線・中吊り広告）】



③ 京都市広報板を活用した啓発

市内に約7,500箇所設置されている京都市広報板に「MIND YOUR MANNERS」のポスターを掲示し、市内を歩く観光客へマナー啓発を行います。(掲示期間は11月15日まで)

【京都市広報板】



【掲示するポスター】



(右半分(赤枠部分)がマナー啓発記事)

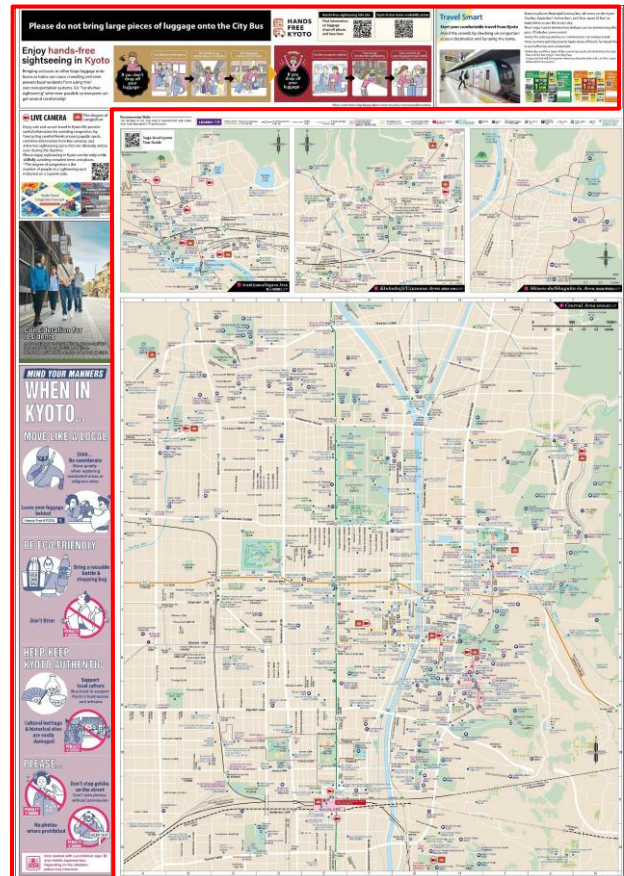
④ 観光マップを活用した啓発

マナー啓発記事を掲載した京都観光マップを作成し、京都総合観光案内所や京都駅前広場に開設する期間限定案内所等において配布します。(対応言語：日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、11月中旬から配布予定)

【英語版(赤枠部分がマナー啓発記事)】



マップ表面



マップ裏面